

国有林における労働組織の形成と展開 (四)

——東北・秋田国有林を中心に——

奥地正

目次

第三章 昭和恐慌と第二次大戦期における国有林経営と労働組織

第一節 昭和恐慌と農山漁村救済事業の実施

- (1) 農業恐慌下の国有林野地元農山村
- (2) 農山漁村匡救事業の実施

第二節 国有林における経済更生計画の実施

- (1) 農山漁村経済更生計画の実施
- (2) 国有林野地元施設制度の再拡充
- (3) 地元農山村における経済更生計画の実施
- (4) 小括

第三節 国有林経営の転回と労働組織の変貌(以下次号)

第三章 昭和恐慌と第二次大戦期における国有林経営と労働組織

第一節 昭和恐慌と農山漁村救済事業の実施

(1) 農業恐慌下の国有林野地元農山村

第一次大戦後の各国における慢性的不況は、一九二九年一〇月の米国株式市場大暴落を契機として世界恐慌へと発展し、日本資本主義も三〇年から三二年にかけて破局的な恐慌局面におちいった。わが国の恐慌はわけても農業恐慌として最も鋭く現われ、三〇年初頭には米国の生糸需要激減によってまず生糸価格、繭価が惨落し、つづいて秋には米豊作予想を契機に米価が暴落し、野菜・果実類の崩落と相まって、農家経済は一挙に未曾有の恐慌の渦中のみこまれた。一方、都市工業をはじめとする労働力需要の圧縮は大量の失業者を農山村に還流させ、労賃の暴落は農山村において最も激しく、こうして農家経済は農業・副業・賃労働所得のすべての面で一挙に崩壊の危機につき落され、農家負債は激増した。加えて三一年の凶作は農山村の惨状をさらに拡大し、こうした農山村窮乏の極の中で小作争議もまた、小作権そのものをめぐって激化したのである。⁽¹⁾

この農業恐慌とさらに凶作によって激発された農業危機は、わけても東北農山村において深刻であり、右の情況につづいて「昭和六年秋季ニ於ケル東北地方ノ凶作、昭和七年ノ炭価下落、昭和八年ノ米価低落、昭和九年ノ東北地方ノ冷害、繭価低落等ニヨル農山村ノ苦悶懊悩ハ農山村ノ貧民階級ニ益々拍車ヲ加ヘ其ノ惨状見ルニ忍ビザルモノアリ」、「人心動揺悪化家庭生活ノ破壊等幾多ノ悲惨ナル現象ヲ呈スルニ至」⁽²⁾った。いま、その実態を国

有林野地元農山村についてべつ見すれば、つぎのようである。

「之等山間部落ニアリテハ耕地比較的少ク製炭養蚕ヲ副業トシ生活シ来リタルモノナリ然ルニ昭和六年以来炭価、繭価ノ大暴落ニヨル農山村経済恐慌ハ製炭夫一日ノ取得金二〇銭乃至三〇銭ニシテ繭価又老貫当リニ円前後ノ暴落ニテ一家ヲ支フルニ由ナク加フルニ昭和六年九月ノ大凶作ハ之等山間部落ニアリテハ收穫皆無又ハ三分作ニシテ日雇労働等ノ雇傭殆ンド絶エ飢餓ニ瀕セントスル状態」（湯沢菅林署管内九町村）であり、また「山間部落程冷害ノ影響ヲ受クル事大ニシテ不況ニ次グ凶作ノ為種子粃ヲ得ル事能ハズ」（扇田署管内）、「仁田山部落ニ於テハ六年度共同購入肥料代ノ支払ヲ為シ得ザリシモノ三分ノ二ニ及ベリ」（新庄署管内・萩野村）。わけても「農民ノ大部分ヲ占ムル小作人ハ凶作ニヨリ收穫量激減セル結果今後自家飯米ニ窮スルヲ憂ヒ小作米ノ納付ヲ延期シ他日何等カノ方法ニヨリ之ガ代償ヲ誓ヒ先以テ生計ヲ樹立セント計畫セリ然レ共他ニ一切ノ収入ノ途ナキタメ副食物並ニ日用品雜貨ノ購入ハ絶対不可能トナリ為ニ万止ムナキモノニ限リ窮状ヲ訴ヘ一時店借方法ニヨリ苦境ヲ凌ギ米タリタルモ商人側ニ於テモ経営困難ナル為一切ノ貸売ヲ拒絶スルニ到レリ茲ニ於テ愈々悲境ニ陥リ燈油ニ代フニ松脂ヲ以テスルモノスラ生ジ又ワラビ澱粉或ハ樹実等ノ混食ヲナシ生計ヲ極度ニ縮小セルモノ相次イデ起リ甚ダシキニ至リテハ欠食スルモノ相生ズルニ至レリ」（大曲署管内）。

「小学児童の如きは朝食を採る事さへ能はず、登校後容態の常ならざるを職員の見ゆる所となり救護せられたるもの尠からず、……前記部落民にして飢餓を叫ぶもの漸次増加し、為に甚だしきものありては全く米を食する事を得ず、麦、粟、又は稗のみを食料とし魚類の如きは二、三週間乃至一ヶ月間全く食用に供せざる者あるに至れり。又部落唯一の金融機関たる無尽も休会或は会期の延期を余儀なくし」（秋田県雄勝郡皆瀬村・横手署管内）、「住居ノ如キ雨露ノ浸入スルニ放任シ全ク人家トハ認め難キモノアリ衣服ノ如キ全く購入スルコト無ク夜具類ハ綿類ヲ用ヒ得ズ藁（スベ）ヲ用フル者多カリシ」（五城目署管内）。「従来国有林立木払下代金は薪炭問屋へ後日製品を納入するの契約の下に立替金を借受け且つ米噌等の必需品の前渡を受けつゝあるものなるを以て足元を見られ木炭は普通市場価の一、二割安にて取引せられ、米噌類は之に反し二割位高にて精算さるゝ状態にあるを以て其の損害を知りつゝも資金としてはなく只々泣寝入の有様なり、亦県村税電燈料の如きも昭和五年度より滞納のもの多く徴収手数料、財産の差押へ、点燈中止等は普通事となり慘憺たるものあり」、「負債は約二万円にして各戸平均すれば三百円に及ぶ」（東田川郡立谷沢村・鶴岡署管内）。「村民の負債は日を追ふて増加し、諸税

の滞納処分を受くるもの数十戸に及ぶと雖も、大半は差押ふべき何物も無き状態なり」(南秋田郡馬場目村・五城目署管内)。
「或は借財返済の途なく僅かに二十円の代償に娘を酌婦として売りしものあり、或は食に窮して同様に子女を売りし者四あり。其の身の代金は二十円乃至五十円に過ぎざるものなり」(西田川郡袖浦村・鶴岡署管内)。「財界不況ト藪圃暴落ノ為著シク収入減トナリ……郷土ヲ後ニ移住或ハ出稼スルモノ多ク中ニハ子女身売ノ悲惨ナ状態ノ者スラ多クナレリ」(山形署管内)。「其ノ家族タルヤ日ニ一度或ハ二度粥ヲ吸ヒ一命ヲ繋ギツツアリ之ガ為家長ハ途方ニ暮レ止ムナク樺太及北洋方面へ出稼ニ決心セルモノ各所ニ現ハレ」。「疲弊困憊其ノ極ニ達シ離村者ノ統出思想ノ悪化、生活ノ困窮等枚挙ニ遑アラ」(藤琴署管内)ず。「各種生産業の縮少、出稼者の失業、帰村、凶作等は極度に疲弊を導き一村の自治能力さへ失ふに至り」(南秋田郡馬場目村)。「昭和八年ノ藪圃高騰ト稲作未曽有ノ大豊作ニヨリ昭和七年初メ農山村経済没落當時ヨリ見テ経済立直シヲ期待シ得ルニ……昭和九年……天災亦之ヲ助ケズシテ春藪下落ニ引続イテ数十年來稀ナル大凶作トナリ……町村財政モ個人経済モ一時ニ破壊セラレ」(舟形署管内)、「小学校教員、役場吏員の俸給は三ヶ月以上も支払遅延の状況」(最上郡角川村・舟形署管内)であつた。⁽³⁾

工業恐慌が「満州ブーム」によつて三二下期から回復しはじめるとに對して、農業恐慌は容易に回復せず三六年までつづいたが、この過程を通じて小作争議は激増の一途をたどつた(年間争議件数…二八年一、八六六件↓三五年六、八二四件)。「農民のさしせまつた窮迫は、借金俵引、免税、仕事要求、飯米要求、生活保証要求、低利融資要求等々にわたつて農民の要求を多様化した」⁽⁴⁾が、わけても半封建的土地所有の牙城である東北では、恐慌の打撃は凶作と相まって最も激甚であり、小作争議もまた新たな最大の激戦地として激化したのである*。

* 大正から昭和にかけて東北では、自作地の減少と小作地の増大、土地所有の零細化と集中化、水稻単作化の一層の進展、過剰人口問題の顕在化、農家負債の増大と商人・高利貸への隷属の強化等の諸傾向が進展し、そうした中で大正末期以降、小作争議がわけても東北において激増していたが(一九二五年の全国小作争議発生件数は二、一九九件、うち東北六県は一九件、〇・九%↓三〇年の全国件数二、三五〇件、うち東北は四七三件、二〇・二%)、農業恐慌と凶作はこの傾向を

一層熾烈にしたのである。——西川秋雄「東北振興問題」(『日本農業発達史』7)一九五五年)四三三〜四一頁参照。

(2) 農山漁村匡救事業の実施

昭和恐慌は満州事変、五・一五事件を契機にわが国がいわゆる上からの日本型ファシズムへと移行していく岐路となったが、この時期実施された重要産業統制法・金輸出再禁止(三二年)、農山漁村経済更生運動(三二年)、外国為替管理法・米穀統制法(三三年)、石油業法・通商擁護法(三四年)等は、「広義国防国家」への志向を示しつつ「国家独占資本主義の主要な前駆的諸契機をなすものにはかならなかつた」⁽⁵⁾。

五・一五事件後の「救農議會」(第六三臨時議會)は、こうした中で救農の二つの柱としていわゆる時局匡救土木事業と農山漁村経済更生計画の実施を決定したが、このうち前者は二・六億円余の規模(同年の満州事件費二・九億円余)で主として内務・農林両省にまたがって、ただちに実施された(三二〜三四年の事業費総額は八・七億円)。国有林野地元農山漁村で実施された匡救事業は、この国家的匡救事業の一環に他ならず、その目的は「逼迫せる農山漁村経済の窮乏を救ふには先づ以つて農山漁家に金銭収入を得せしむるを最も緊要とし、之がために各種の土木事業を起し、農山漁民をしてその労働に従事せしめ彼等をして賃銀収入を得せしめ」⁽⁶⁾ることにあつた。

国有林の匡救事業は農林省所管臨時部農業土木費によつて、国有造林地撫育・国有林林道開設・国有海岸林砂防設備・国有林野砂防設備・公有林野官行造林の諸事業が実施され、秋田管林局管内では三二〜三四年に四二・五万円、五〇・八万円、一六・九万円(総額一〇・二万円)が支出された。事業の実行に当つては、「疲弊困憊ノ程度部落ニヨリ自ラ差異アルヲ以テ……一面各管林署管内市町村各部落窮乏ノ実情ヲ精査シ他面地方庁及ビ町村ノ計画ニ係ル匡救事業ノ関係ヲ参酌シ最モ効果的且ノ不偏的ニ事業ニヨル利益ヲ均霑セシムベク……事業ノ全部

第1表 匡救事業による労働者の雇用

(千人, 千円)

		秋 田 營 林 局				全 国 計 (32~34年)
		1932	1933	1934	計	
国地無育 有造林	員 数	?	8.9	5.6	—	190
	延 賃	90.9	104.3	34.0	229.1	1,506
	人 金 額	58.3	71.9	23.5	153.7	1,068
国道開 有林設 林	員 数	?	3.9	2.2	—	64
	延 賃	71.5	88.7	32.6	192.8	1,108
	人 金 額	51.5	60.1	25.7	136.9	921
国砂防 有海設 岸備 林	員 数	?	3.6	2.0	—	59
	延 賃	47.7	120.3	46.0	214.1	805
	人 金 額	26.3	65.1	24.7	116.2	587
国砂防 有林設 野備	員 数	?	0.7	0.4	—	14
	延 賃	39.2	16.9	13.7	69.9	482
	人 金 額	42.2	23.1	15.4	80.7	496
公官行 有林造 野林	員 数	?	14.7	6.7	—	259
	延 賃	125.9	131.8	30.1	287.7	2,128
	人 金 額	83.1	89.0	20.9	193.0	1,557
計	員 数	?	31.8	16.9	—	587
	延 賃	375.2	462.0	156.4	993.6	6,028
	人 金 額	261.0	309.3	110.2	680.6	4,630

(1) 各年度『国有林野一斑』, および『国有林野地元農山漁村ニ於ケル救農事業並其ノ効果ノ概要』(秋田營林局・経済更生資料第七輯・1935年6月) 3~5頁より。

ヲ直営トシ地元民ヲ直接雇備シ以テ中間搾取者ノ介在ヲ排除シタルハ勿論事業実施ニ必要ナル材料品(鉄・セメント等工業製品以外の縄・藁・萱・簀・竹・杭苗木等——筆者)モ之ヲ地元民ヨリ直接購入スル方法ヲ採リ極力農山村民現金収入ノ多カラシム事ヲ期セリ更ニ……地元労働者ノ使役ニ当リテハ予メ町村当局方面委員区長又ハ代表者ト協議シ可成生計困難ナル者ヨリ順次使役スル方針⁽⁷⁾が採られた。

秋田管内匡救事業は、こうして三二~三四年の三年間に延約一〇〇万人と(第一表)經常造林事業に匹敵する規模で労働者の雇用を行なった。いま、その「効果」をみると、「経済的不如意ハ延イテ零細農山漁家ノ精神的方面ニ

国有林における労働組織の形成と展開(奥地)

深刻ナル衝動ヲ与へ不安動揺ヲ来タス者多ク稍モスレバ自暴自棄ニ陥リ陰鬱ナル空氣支配セ（るも）……匡救事業施行セラレ……動揺シタル地方民ヲ安定セシメ感謝ト更生ノ意氣ヲ以テ出役シ前途ニ対スル希望ノ光ヲ賦与シタル無形的ノ効果蓋シ尠少ナラ」ず。「出役ニヨル勞銀ノ大部分ハ生活費ニ充當シタルモノ多ク從ツテ地方ノ購買力ヲ増大シタルコト多大」であり、「著シク生活ヲ緩和セラレ尠食兒童ノ漸減就學率ノ向上等ヲ見タル事例多」く、「諸税金ノ……納入者増加シ其成績次第ニ向上スルニ至リ自治体ノ財政ニ堅実味ヲ加へ」、「医療費ハ中元ト年末ノ二期ニ支払フヲ慣例トスルモ……未払人員モ亦減少シ」、「点燈ヲ中止セラレタルモノ……滞納分ヲ皆済シ点燈シタルモノ極メテ多ク」、「或ハ又店借ノ返済、小作米ノ代償等ヲナシ個人間ノ感情ヲ融和シ」、「出役せることにより商店の信用を恢復して米、味噌等の借入を得たり。」

「本匡救事業中効果最モ著シキハ林道ノ開設ナリ……林道開設ハ単ニ応急的效果アリシハ勿論更ニ恒久的効果ヲ齎シ之ニヨリ国家經濟ノ受クル利益ハ勿論将来地元民ニ多大ノ經濟的並精神的利益ヲ与へ」、「未利用林ノ開發」、「林産物搬出費ノ低減ト森林利用価ノ増進」、「民間物資、運搬費ノ輕減ト土地価格ノ騰貴」に著効があつた。

しかし、救農土木事業を全体としてみると、農業恐慌によつて「年間一〇億乃至一五億円の農産物収入と四億円の労賃を失つた農民に八千数百万円の仕事をということになる」⁽⁸⁾ように、農山漁村の惨状を匡救するには余りに微々たるものであつた。このことは、国有林関係事業が三年間に雇用した人頭数が五八・七万人、一人当り就労日数一〇日、その取得賃金七・九円であり（第一表）、人夫募集に當つて「生活困難なる者より順次使役の方針を採りしが、出役申込者ありしに、多くして極力収容に努めたれども予定の事業力をしては到底之を収容し尽

さざる有様」であったことからも明らかである。

* ちなみに、昭和恐慌が農山漁村に生みだした膨大な数の極貧層は、勿論農民層だけでなく、あらゆる職業におよんでいた。表は秋田県管内では都市部に属する能代署の事例であるが、これが農山村部と異なるのは、極貧層が後者のように潜在化せず、明白な失業者として現われる点であろう。ともあれ、日本資本主義が生みだしたこれら最低辺の相対的過剰人口は、つぎの戦時体制の進行による「労力不足」の時期まで惨たんたる生活苦の中に呻吟するのである。

そして道路開設の効果はといえば、救農土木事業を二分して実施された内務省関係の農村振興土木事業は、諸々の疑獄事件

や町村の内幕や「救農事業で儲かった者は、地主、監督、セメント会社、鉄材料店だ」という効果やを別とすれば、わが国の主要な自動車・重車輛用道路網建設の一画期となり、やがて「広義国防国家」の産業・道路・軍事道路につながっていくものであった。(11) これに対して国有林関係の林道事業(三二〜三四年の延長距離：約三千里)は、この時期大きく開発整備される国有林林道網(三〇〜三五年の延長距離：約一万km)の一部分として、大山林地主の地代を高めつつ前記わが国道路網の毛細血管を形成し、やがてきたるべき戦時増伐のための生産基盤を整備したのである。

国有林匡救事業の根本的「効果」は何よりもまず、大恐慌下激動する農業危機の渦中で、応急策としてかろうじて決定的な破局を回避し、半封建的地主制の基柱としての国有林経営をよく安泰ならしめた点にあったという

国有林における労働組織の形成と展開(四)(奥地)

九三(二〇一一)

匡救事業への出役者(失業者)の前職

職 業	人数	職 業	人数
日 備	96	仲 理	1
取 割	21	髪 職	1
工 業	9	製 造	1
商 業	8	保 險	1
漁 業	4	勧 誘	1
大 橋	3	売 ト	1
桶 店	3	ゴ ム	1
下 駄	2	靴 修	1
	2	屋 根	1
	2	古 物	1
	2	ブ リ	1
	2	力 車	1

(1) 『林曹会報』(1933年10月)より。

(2) 表は、能代営林署管内・1932年度国有海岸林砂防設備事業に出役した160名につき、失業前の職業を調査したもの。

べきであらう。「昭和六年以来ノ凶作及経済恐慌ニ於テ克ク飢餓ノ域ヲ脱シ思想的悪化ヲ未然ニ防止スルコトヲ得」(湯沢署管内)、「国有林ニ対スル愛着心ヲ高メ延イテハ政府ニ対スル感謝ノ觀念ヲ喚起セシメ思想ノ緩和ニ隠レタル効果ヲ齎」(毛馬内署管内)し、「労銀により附近の農村を踏し生活安定したる結果農民党に属するものに思想上に動搖を来し転向の意を表示するものを見るに至れり」(秋田県南)。そして「此事業ガ営林署ノ存在ヲ意識セシメ営林局署ノ国有林地元農山村ニ対スル懇切ナル努力ヲ多トスルノ念ハ永久ニ失セザルベ」(舟形署管内)く、「国有林ノ恩恵ヲ深く認識シ地元トノ關係ガ一層緊密ヲ加ヘタル結果愛林思想普及シ勤勞精神ヲ養フ上ニ役立チ又更生ノ原動力」(楯岡署管内) だったのである。

こうした中で、折から実施の途についた経済更生運動にいちはやく下から呼応し、「隷属的思想ヲ打破シ独立進取ノ精神ヲ誘発セシメ……農山村ノ美風タル淳厚醇俗ノ維持……備荒ヘノ対策、農村経済ヘノ覚醒即チ経済更生、計画ノ樹立、生産化ノ企画、秩序アル統制等ニ対シ如実ニ指針」(角館署管内) とし、「自力更生ノ途……ノ第一歩トシテ農事実行組合ヲ組織シ之ヲ基礎トシテ生活ノ安定ヲ計ルベク協力一致シテ木炭ノ販売統制資金ノ調達斡旋其ノ他着々更生ノ基礎ヲ固メ」(湯沢署管内) する動きもごく一部にみえはじめていた。⁽¹²⁾

しかし、こうした匡救事業も、国有林野地元農民の窮状に目立った改善効果もおよぼさないうままに、満州事件費につづいて兵備改善費等軍事費が激増する中で、財政上の理由から三四年度をもって打ち切られたのである。

* ちなみに、農業恐慌の破局的な打撃からはようやく抜け出した三五年頃の東北農山村の「階級別ノ盛衰」を北秋田郡の矢立村についてみれば、つぎのようである。「上流者ハ従来諸税ノ完納者ナリシモノガ漸ク滞納勝チトナリ混食ハ例外ナク行ハルルニ見テモ疲弊ノ一端ハ察知シ得ラル 然レドモ良ク不況ノ難関ヲ切抜ケ又負担ノ重圧ニ耐ヘシモノノ如ク徹底的ノ打撃ヲ受ケタルハ無ク従テ没落シタルモノナシノ中流ハ農産物ノ低落、数次ノ凶作及諸負担ノ比較的過重ニ悩マサル

又社交上体面ヲ虚飾スル嫌アリ。之ガ為メ累次ノ借財ハ遂ニ農耕地ノ一部ヲ手放ス者相繼ギ一、二離村者サヘ出スニ至レリ。但中流中相当面積ノ耕地ヲ所有スル自作農ハ比較的堅実ニ農耕ヲ続ケ居リテ生産物ノ値下リ又ハ一時ノ凶作ニ直面スルモ自給ニ耐ユル可能性アリ。生活割合ニ安定セリノ下流ハ耕作スト雖モ飯米ヲ自給シ得ル者ナク林業、鋳業、其他ノ労働ヲ主トシテ生計ヲ営ム処ナルモ労働ノ需要ハ其ノ数ニ伴ハズ。之レ直接疲弊ノ原因ニシテ能ク働ク者ト雖モ賃銀低廉ナルガ為メ生活ハ極度ニ脅カサレ辛フジテ其ノ日ノ糊口ヲ凌グ者多シ。——『秋田県北秋田郡矢立村経済実態調査（山村経済実態調査第二号）』（秋田営林局・一九三五年八月）三三頁。

- (1) 例えば、隅谷三喜男編『昭和恐慌——その歴史的意義と全体像』（一九七四年）第Ⅳ章二九〇頁以降を参照。
- (2) 『国有林野地元農山漁村ニ於ケル救農事業並其ノ効果ノ概要』（経済更生資料第七輯・一九三五年・秋田営林局）一〇四～一〇五頁、六頁。
- (3) 前掲・経済更生資料第七輯、および「昭和七年度秋田営林局管内匡救事業の実績及効果の概要（一）（二）」、昭和八年度同（『林曹会報』一九三三年一〇月～十二月、三五年一月）より。
- (4) 井上晴丸『日本資本主義の発展と農業及び農政』（一九五七年）三四二頁。
- (5) 栗原百寿『現代日本農業論——日本農業の構造的変化——上』（青木書店）二七頁。
- (6) 『山林』（第六〇二号・一九三三年一月）一二頁。
- (7) 前掲・経済更生資料第七輯六頁。
- (8) 井上・前掲書三五〇頁。
- (9) 『林曹会報』（一九三四年十一月）四～五頁。
- (10) 猪俣津南雄『農村問題入門・窮乏の農村（昭和前期農政経済名著集1）』（一九七八年）三八四頁。
- (11) 井上・前掲書三五三頁。
- (12) 以上、特記しないかぎり引用は注(3)の文献による。

第二節 国有林における経済更生計画の実施

(1) 農山漁村経済更生計画の実施

台頭する急進ファシズム運動と熾烈化する小作争議の中で三二年、政府がうち出したいま一つの対策は「農山漁村経済更生計画」の実施であった。同計画は農山漁村の「自奮更生」を基本方針とし、「農山漁村ノ部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用」して「農山漁村経済ノ全般ニ亘リテ計画的且組織的ニ整備改善ヲ企図」するものであり、以降この計画の実施によって全農山漁村民の経済的窮乏からの自力更生と戦時体制に向けての経済・生活全般にわたる統制化が、国家権力による上からの運動の組織化として展開された。

* ちなみに、三二年九月、六三議会の直後に農林省経済更生部が設置され、一〇月六日「農山漁村経済更生計画助成規則」が定められたが、同日付の農林省訓令第二号は「計画」の趣旨をつぎのように述べている。

「農山漁村疲弊ノ現状ニ鑑ミ其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ図リテ民心ノ安定ヲ策シ進ンデ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要務タリ

政府ハ曩ニ之ガ救済ニ関スル匡救策ヲ樹テ今ヤ其ノ実行ニ付キ最善ノ努力ヲ竭シツムアリト雖之等ノ施設ヲシテ当面ノ一時的効果ニ止マラシメズ農山漁家ノ経済生活ヲ安定セシム更ニ将来ニ向ツテ其ノ福利ヲ増進セシムルガ為ニハ現下農村疲弊ノ由来セル要因ガ畜ニ晩近内外経済界ノ異常ナル不況ニ職由スルノミナラズ深ク農村経済ノ運営及組織ノ根柢ニ横ハルモノアル実状ヲ明ニシ農山漁家ノ自醒ヲ促スト共ニ其ノ禍因ノ芟除ニ努力セシムルノ要アリ(中略)此ノ事タルヤ永年ニ亘リ逐次其ノ効果ヲ収ムベキモノナルヲ以テ計画ノ当初ニ於テ一步ヲ誤ランカ徒ラニ画餅ニ帰スルノ虞アリ仍テ地方当局ニ於テハ経済更生計画ノ当事者ヲシテ素リニ理想ニ走ラズ性急ニ流レズ中心人物ニ克ク其ノ人ヲ得堅実適切ナル計画ノ樹立実行ヲ為サシムルト共ニ他面之ニ参画スベキ各種産業団体ニ対シテハ其ノ本質ニ応ズル分野ニ於テ充分其ノ機能ヲ發揮セシムル様指導督励セラルベク更ニ又精神教化運動トノ連絡協調ヲ密ニシ官民一致大ニ自奮更生ノ民風ヲ興起シ

組織的統制的地方経済生活ノ整備振作ヲ図リ以テ農山漁村更生ノ目的達成上遺憾ナキヲ期セラルベシ」

そして、その「計画樹立方針」は、その冒頭でつぎのように指示している。「農山漁村ノ経済更生計画ニ関スル根本方針ニ付テハ昭和七年十月六日付農林省訓令第二号ヲ以テ一般ニ公示セルガ如ク農山漁村ノ部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ其ノ経済生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ以テ農山漁村ニ於ケル産業及経済ノ計画的組織的刷新ヲ企図スベキモノナルガ故ニ其ノ計画ノ樹立ニ当リテハ単ニ農林漁業各個経営技術ノ改善ヲ徹底スルニ止マラズ進ンデ農山漁村経済全般ニ亘リ運営及組織ノ欠陥ヲ根本的ニ矯正スルノ趣旨ヲ以テ農林漁業経営ノ基本的要素タル土地水面等ノ利用分配ノ整備、勞力利用ノ合理化、生産ノ統制、生産物ノ販売統制、必需品ノ配給統制、農林水産金融ノ改善統制、産業組合ノ普及刷新、農林漁業諸団体ノ連絡統制、収支ノ均衡其ノ他農山漁家経済ノ改善、備荒共済施設ノ充実、諸負担ノ適正等農山漁村経済ノ全般ニ亘リテ計画的且組織的ニ整備改善ヲ企図セザルベカラズ」

経済更生計画は道府県経済更生委員会―町村経済更生委員会の指導系統の下、町村単位(指定町村)で計画を立て、これにもとづいて部落の、さらに個人の経済更生計画を立てさせ、実行に移された。計画に参画したのは、主として町村長・村会議員・農会長・産業組合長・森林組合長・漁業組合長・小学校長・補修学校長・青年団長・主婦会長・在郷軍人会長等であり、さらには農事実行組合長・区長・負債整理組合長・方面委員・消防組長が、また顧問として警察署長・営林署長等が加わった。そして計画の実行機関としては農事実行組合・養蚕実行組合・産業組合・森林組合・漁業組合等の組織・活動が中心となり、こうして運動の展開にともなつて町村―部落―実行組合―農林漁家という上からの官僚統制の末端機構が全国的に整備されていった*。

* こうした中で三四年から、更生運動の中心を担うべき「我国古来の美風たる質朴剛堅にして共同的精神に富み、生涯農村に在つて耕作しながら郷党を率ゐて行く様な人物」を養成するために、国庫助成金を交付して府県に農村中堅人物養成施設(いわゆる農民道場)が配置されていった。――以上、農林省経済更生部総務課長「山村経済更生計画」(『山林』一九三四年九月)を参照。

経済更生運動の具体的な内容は、土地利用区分の適正化と資源利用の集約化、労働配分の合理化と副業導入等による余剰労働力の商品化、経営合理化と事業共同化(共同施設)による生産の統制・経営費の節減、農事実行組合等による生産物販売の統制、農事実行組合の産業組合への加入・負債整理組合の設立等金融の改善、冗費の節約・自給化・貯蓄の励行等経済生活の改善、備荒共済施設の拡充、教育・衛生・警備・生活改善等の諸施設の改善、諸団体の連絡活動促進等、まさに「農山漁村経済ノ全般」にわたっており、運動の実行機関としては産業組合が「村を単位とし主として流通面を担当」し、「農事実行組合は部落を単位とし、流通・農事・生活など、農民のすべての面に関与」しつつ展開された。⁽¹⁴⁾

経済更生運動の重要な一環として、三三年から産業組合拡充五カ年計画が強力に推進された。政府はすでに三年、産業組合法を改正して農事実行組合を法人として産業組合に加入させる道を開き、「出資金一口の金額の負担すらできないで事実上組合の外に閉め出されていた貧農の組合内への抱摺を……但しいわゆる部落的規制のたがをはめたままで、すなわち部落組織を町村産業組合の事実上の下部組織に編入する」形で可能にしたが、産業組合拡充運動はこれを楨杆として、四種(信用・販売・購買・利用)兼営組合の設置と農民の「全戸加入」を大きく推進し、こうして独占資本が産業組合を通じて流通面から農山漁村を直接掌握する体制が形づくられていった。⁽¹⁵⁾

経済更生運動は三二年の一、四六九町村指定を皮切りに、三六年からはピークをむかえた小作争議に対応して特別助成指定町村を加え、四一年の指定停止までわが国全町村数の約八割に当たる九、一五三町村(うち山村は二、〇六三町村)で指定・実施された。⁽¹⁶⁾同運動は、従来の「中産保護」にかわって小作・貧農層を含めた全農民層

を対象に、その窮乏からの「自力更生」と来たるべき戦時体制に向けての統制化をめざした上からの組織化運動であり、「農村窮乏の主要因であった農産物価格・小作料負担・過剰人口問題にはほとんど手をつけ」なかつたが、しかし、府県―町村―部落の主として産業組合系統を通じて、地主・商人の従来の利害と対立し、これを抑えつつ官・財主導による全農山漁民の掌握機構を形成し、新たな戦時国家独占資本主義への政治・経済機構を形成していったのである。

(2) 国有林野地元施設制度の再拡充

農業恐慌とうちつづく凶作によって、第一次大戦後しばらく影をうすめていた東北振興問題が再び重大な政治・社会問題となり、その中で当然、国有林問題が一つの焦点的問題としてクローズ・アップされてきた。東北国有林問題は三二年、第六二・六三議会に向けて農村救済請願運動が展開され、また小作争議がわけても東北で激化する中で重大化し、三四年の東北凶作によって、東北農民救済問題が三二年につづいて重大な政治問題となるにおよんで頂点にたっし、政府も「東北振興調査会」を設置して、一定の対策を迫られることになった。

* ちなみに、東北国有林問題は当時、社会政策の焦点の問題として政・官・学界にわたって論議され、「国有林野成立ノ沿革ニ関スル諸見解」(「重税ノ威喝、産物無償払下ノ甘言ヲ以テ不当ニ国有ニ編入セリ(衆議院議員田子一民、東北振興調査会意見書)」など)、「国有林野多キ為農民窮乏ストノ諸見解」(「国有林野多キ為林野取益ガ農民ニ分配セラルル率及額低シ(東京帝国大学教授那須皓、東北振興調査会意見書)」など)、「国有林野ヲ開放スベシトノ諸見解」(「国有林野ノ開放ト相俟ツテ林業ヲ指導奨励スベシ(陸軍次官橋本虎之助、東振調査会意見書)」など)、「国有林野ヲ委譲スベシトノ諸見解」等々、幾多の主張がなされ論点も多岐にわたつたが、『農林行政史第五卷・下』農林省大臣官房総務課編・一九六三年・一八三四―四一頁を参照)、こうした中で当時の代表的な林政学者の見解はつぎのようなものであった。

国有林における労働組織の形成と展開(四)(奥地)

「只稍問題となるのは自作農に対し国有林の一部を売却して農林両業の併行自営を為さしめることを目的とする所謂中産階級政策である。併し……一旦失った中産的地位を恢復せしめることの困難なるは自作農創設の経験によって明かである如く、彼等をして負債なしに国有林を買受けしめることは殆んど不可能である。況んやそれは無産農民の犠牲に於て行はるべきでない。刻下救済の急務は無産農民を目標にしなければならぬ。国有林払下論の起るのは農村の所謂「与論」を左右する自作農以上の富豪の声であり、否寧ろ前述の元締（木炭商人——筆者）、大林業家、山師、利権屋の教唆による場合が少なくない……国有林は国有林の儘無産農民の更生に機会を与ふる機能を有し、其経営をして益々農山村更生への助力に向はしめるを要する。」——藪部一郎「東北振興策と林野政策」（『山林』一九三五年三月）。無産農民の名による、有力な国有林防衛論ではあった。

政府・山林局がうちだした対策は、各種の国有林野返還論を根本から峻拒しつつ、従来の国有林野地元施設諸制度を再拡充し、新たな経済更生運動もそれらを物質的基盤として推進していこうとするものであった。

まず従来¹⁸の制度について、薪炭材の供給は恐慌・凶作下、養蚕にかわる現金収入を求めて製炭農民が増加する中で、二九年度から払下量が増加され（第二・三表）、「慣行特売を受けて製炭に従事し生計を立てゝゐる住民は東北方面では殊に多いので……国有林施業計画でも斯る地元民の生計上必要なる薪炭供給地は之を永久薪炭材生産地として、所謂矮林作業を採り保続的、輪伐的に払下を為し、杉や扁柏の様な用材林を仕立てない」計画がとられた。また、委託林も恐慌下、全国的に大きく増設される中で（第四表）、東北ではわけてもいちじるしく増設され（東北五県における設定面積の全国合計に占める割合は、二六年の六六%から四一年には七六%に増加している）、秋田管内でも二八年度の一・五万haから翌二九年度には二・六万haへと一挙に七〇%の増設が実施された（第二表）。

この時期新たに創設されたのは、国有林野所在市町村交付金制度と簡易委託林制度であった。まず前者については、従来から国有地には地租・地方税を賦課できないことになっていたため、国有林野地帯の町村ではそれだ

第2表 国有林野各種地元施設の実績の推移

(秋田宮林局)

年度	国有林野面積	新炭供給林	委託林	貸地	採草地	放牧地	部分林	簡易委託林	薪炭材払下量 (千束、千m ³)	副業原料 払下額 (千円)	農業用柴 草払下額 (千円)	国有林野 所在市町村 交付金額 (千円)
1923	726.2	234.6	4.1	3.3	20.6	15.5	1.3	—	191.8	268.8	299.4	16.8
24	725.2	264.5	11.8	3.3	21.3	15.7	1.3	—	170.3	351.0	334.5	17.1
25	735.2	292.0	11.6	12.5	22.0	15.0	1.3	—	221.8	326.0	256.6	10.6
26	734.7	338.5	11.6	16.6	25.2	15.7	1.0	—	232.7	343.2	240.8	7.7
27	734.2	356.8	12.3	18.1	21.5	17.1	1.0	—	355.7	340.5	274.6	4.2
28	737.0	370.2	15.0	18.1	24.2	17.4	1.0	—	383.2	397.2	245.4	2.7
29	736.4	380.5	25.5	18.5	22.0	17.0	1.2	—	215.9	530.8	246.4	1.8
30	736.5	387.2	25.7	18.2	23.4	17.1	1.3	—	310.8	428.6	216.6	2.1
31	735.5	396.2	26.2	17.9	19.5	17.2	1.2	—	488.7	419.1	225.4	2.1
32	735.5	416.6	26.2	17.9	22.4	16.3	1.1	—	469.5	221.3	185.1	2.0
33	735.5	413.5	26.1	18.0	23.0	16.7	1.1	—	192.1	481.6	186.8	2.0
34	735.9	421.0	21.6	18.2	22.4	16.5	1.1	—	273.6	522.4	237.4	1.6
35	735.8	439.2	28.9	18.4	21.3	16.6	1.1	555.2	164.9	477.9	228.0	1.4
36	736.0	435.4	28.9	18.5	21.2	17.0	1.0	554.9	203.7	447.6	235.1	1.5
37	736.2	431.3	29.0	18.5	20.9	16.8	1.0	582.1	139.3	431.8	247.2	1.0
38	773.3	430.4	28.6	18.5	18.0	16.9	1.0	614.8	110.1	466.5	344.3	1.7
39	773.5	435.6	28.5	18.5	18.0	12.3	1.0	615.0	110.2	533.6	440.0	1.6
40	773.8	440.0	28.6	18.3	17.9	12.9	1.5	617.6	112.4	577.6	516.9	1.6
41	774.0	435.5	28.6	18.5	17.0	12.6	1.6	617.7	110.1	564.7	511.2	1.5

(1) 各年『国有林野一覽』より。

(2) 単位表示のないものは、いずれも千 ha である。

国有林における労働組織の形成と展開(四)(奥地)

一〇一(一〇一九)

第3表 薪炭供給林および薪炭材払下量の推移

年 度	供 給 林		払 下 量 (万 m ³)	1部落当り 払 下 量 (m ³)	
	供給部落数	面積(千 ha)			
1926	3,966	883.4	196.2	495	
30	4,611	967.4	210.8	457	
35	4,975	1,075.2	198.0	398	
40	5,473	1,051.8	297.6	544	
41	5,553	1,071.9	288.7	520	
一の 九 東 四 北 一 五 東 年 度	青 森	(9.6) 531	(20.1) 215.1	(12.8) 37.0	696
	岩 手	(15.9) 881	(10.1) 108.2	(11.0) 31.8	361
	宮 城	(4.5) 248	(3.8) 40.3	(4.3) 12.4	499
	秋 田	(14.8) 824	(18.9) 203.0	(10.4) 29.9	362
	山 形	(12.8) 709	(21.7) 232.6	(9.2) 26.6	375
	計	(57.5) 3,193	(74.6) 799.2	(47.7) 137.7	431

- (1) 各年「国有林野一斑」より。
(2) ()内は、全国に対する割合(%)。
(3) 払下量は、東数等で測られた分を除く。

第4表 委託林設定実績の推移

年 度	箇 所	面 積 (千 ha)		受託者数	1受託者当り譲 与産物見積額 (円)
1926	287	37.4	382	96.1	
30	604	50.9	730	60.8	
35	717	63.7	871	58.2	
40	756	65.0	869	75.4	
41	769	66.5	882	83.6	
一の 九 東 四 北 一 五 東 年 度	青 森	(19.9) 153	(27.7) 18.4	(17.4) 153	112.3
	岩 手	(4.3) 33	(3.2) 2.1	(3.7) 33	69.6
	宮 城	(3.4) 26	(2.0) 1.3	(3.0) 26	222.7
	秋 田	(16.8) 129	(18.8) 12.5	(28.6) 252	56.8
	山 形	(29.3) 225	(24.2) 16.1	(32.2) 284	58.2
	計	(73.6) 566	(75.8) 50.4	(84.8) 748	75.0

- (1) 各年「国有林野一斑」より。
(2) ()内は、全国に対する割合(%)。

第5表 国有林野所在市町村交付金の実績

年 度	国有林野所在市町村数		交付金交付市町村数 (A)	交付金額 (B) (千円)	1市町村当り交付金額 (B)/(A) (円)
	1929	—	—	2,432	397.9
30	—	—	2,364	397.7	168
31	—	—	2,339	398.9	171
32	3,152	—	2,326	383.1	165
33	3,102	—	2,304	381.6	166
34	3,066	—	2,291	382.0	167
35	3,059	—	2,302	382.7	166
36	3,020	—	2,291	382.2	167
37	2,990	—	2,181	382.8	176
38	2,975	—	2,280	381.2	167
39	2,944	—	2,270	381.3	168
40	2,911	—	2,262	379.4	168
41	2,889	—	2,258	381.0	169
の東北五 一九四一 年度	青森	(2.9) 85	(3.5) 78	(8.3) 31.6	405
	森手	(4.7) 136	(5.7) 129	(7.1) 27.0	209
	岩城	(2.8) 81	(2.8) 64	(3.6) 13.7	214
	宮田	(4.3) 124	(4.8) 109	(9.5) 36.3	333
	秋山	(3.4) 99	(3.7) 84	(6.8) 25.9	308
	計	(18.2) 525	(20.5) 464	(35.3) 134.5	290

- (1) 各年「国有林野一斑」より。
 (2) () 内は、全国に対する割合(%)。

け町村民の課税負担増と財政窮迫に拍車がかけられていた。同制度はその救済策として二九年から実施されたものであり(第五表)、その効果は一面では「これら市町村における地主、商業・高利貸資本階級の課税負担を軽減⁽¹⁹⁾」すると共に、他面「交付金の使途に付ては山村の更生計画上特に注意を払ひ最も有効適切なるを期⁽²⁰⁾せしめられたといつてよい。そして、三六年からは東北六県に対して、とくに所在県交付金が支出され、特殊産業の振興費に充当された。

後者の簡易委託林制度は三二年、山林局長兼各営林局長宛「委託林設定方針ノ改正並国有林ノ保護ヲ地元部落ニ委託ノ件」によって新設されたものであり、その内容は、従来入会慣行・私下慣行のな

国有林における労働組織の形成と展開(奥地)

かった地元町村をも設定の対象としたこと、譲与産物（無償）が「蔬菜、樹実、菌蕈（松茸、椎茸、ナメコノ類ヲ除ク）落葉、落枝（管理上支障ナキモノニ限ル）雜草、萱、笹、桑葉、筍、蔓類其ノ他輕易ナル副産物」であること、委託期間は一年で毎年更新するものとし、「保護方法及規約書等ノ添付提出ハ之ヲ省略」でき、出役義務は「輕易ナル副産物ノ譲与ヲ条件トスル程度ノ保護」であること等であった。⁽²¹⁾

その設定実績は三五年ですでに委託林設定面積の一九倍、秋田管内国有林野面積の実に七五%とかわめて広範であり（第二表）、これまた東北地方にいちじるしく集中していたが（第六表）、同制度実施の意義を明示する特徴的な側面はつぎの諸点であった。

第一は「譲与スヘキ副産物中ニハ自家用以外ニ稼業用ノ為採取スヘキ分量モ相当額ニ上ル部落モ有之ヘキニ付斯ノ如キ部落ニ対シテハ成ルヘク……其ノ採取産物ヨリ得ル収入ノ一部ヲ救荒備蓄等ノ意味ヲ以テ積立テシムルカ或ハ従来ノ私下代金ノ何割カラ貯金セシメ置キ他日救急ノ用ニ供スル様誘導スルコト」、「採取副産物ノ加工ニ就テハ努メテ共同作業場ヲ活用シテ共同加工ヲ為スコトヲ奨励シ加工技術ノ伝習向上並販売ノ統制ヲ指導スルコト」、そしてこれについては「現ニ活動中ノ農事実行組合ト其ノ範圍ヲ同シウスルモノハ努メテ其ノ拡充發展ヲ図リ設立ナキ箇所ニ付テハ統制可能ノモノハ之カ設立ヲ図リ……其ノ何レニモ依リ難キ場合ハ申合組合ノ設立ヲ恣憑シ可及的之カ指導援助ヲナスコト」（秋田管林局長発各署長宛、三五年六月の「簡易委託林実施に關スル」通牒）として、同制度の実施を明確に「地元部落ノ經濟更生」の推進に結びつけたことである。

第二は「受託契約者ハ部落ヲ代表セル区長及総代人若クハ町村長タルコト但シ森林保護組合長名儀ニテ受託ヲ希望スル向ハ之ヲ許容差支ナキコト」（同前・三四年一〇月の「簡易委託林設定ニ關スル件通牒」）、「委託林受託者ヲ

第6表 簡易委託林設定実績の推移

年度	箇所	面積 (万ha)	所在市町村数	委託部落数* (A)	受託戸数* (B) (千戸)	1部落当り 受託戸数 * (B)/(A)	1部落当り 面積 (千坪) * (坪)	1部落当り 受託戸数 (B)/(A)					
1934	182	29.2	69	406	29.1	61.6	72						
35	717	118.5	367	1,907	130.0	56.7	68						
36	734	120.6	382	1,988	131.7	61.0	66						
37	824	126.8	406	2,228	138.3	61.5	62						
38	1,180	148.3	531	2,910	169.6	60.7	58						
39	1,466	163.6	685	3,597	198.4	69.7	55						
40	1,730	191.1	787	4,720	235.5	53.9	50						
41	1,815	194.9	827	4,485	239.0	73.2	53						
の 一 九 四 北 五 年 度	青森 手 城 田 山 計	(11.3) (12.5) (8.2) (8.0) (9.3) (49.3)	205 226 149 146 169 895	(16.4) (15.9) (5.0) (16.2) (15.5) (69.0)	32.0 31.0 9.7 31.6 30.2 134.5	(8.1) (13.1) (6.1) (10.6) (9.4) (47.3)	67 108 50 88 78 391	(9.7) (14.5) (3.8) (13.0) (9.2) (50.2)	436 648 170 585 414 2,253	(14.4) (13.2) (4.7) (14.1) (13.6) (60.2)	34.5 31.6 11.3 33.8 32.6 143.8	134.6 70.5 139.5 70.8 77.7 89.5	79 49 66 58 79 64

- (1) 各年「国有林野一帯」より。
 (2) ()内は、全国に対する割合(%)。
 (3) *:ごく一部分、市町村委託の実績を含む。
 (4) **:見積面額の多い順に産物をあげると、蕎麦・蕪・樹皮・樹実・落枝落葉・薪・雑草・炭・塩・竹類・炭類・薪炭・その他である(1941年)。

一〇名ツツノ組ヲ組織セシムルカ或ハ各部落毎ニ組ヲ組織セシメ、組ハ全員連帯ノ責ニ任シ一ノ違反行為アリタル時ハ其ノ組、全員ノ副産物採取ヲ停止スルコトトシ相互ニ固ク戒ムル様指導シ保護ノ完璧ヲ期スルコト」(前掲・三五年六月の通牒)として、町村―大字―部落―農民という上からの統制化に対応させるべく、設定単位を弾

力的に拡大し、かつ組織化したことであった。

この簡易委託林の新設に端的にみられるように、この時期の国有林野地元施設制度の拡充は、第一次大戦後、全般的危機の開始の下で委託林の拡充を基軸に実施されたそれとは明確に段階的性格を異にし、従来いわれてきたような『低賃金による造林』の手段として、この制度が、実施された⁽²³⁾というような生やさしいものではなかった。すでに明らかなように、農業恐慌によって激発された農業危機は、まさにこの時期日本資本主義の体制的危機となったが、東北地方はいうまでもなくその集中的発現地域であり、その故に独占資本と地主階級は小作争議に対する激しい弾圧と並行して、自らの直轄経営用地である国有林を危機脱出のいわば切り札として動員したのであって、その意味で地元施設の拡充策は、「国有林野の経営的見地」をはるかにこえたものであったといわねばならない。一大「精神作興」運動といわれた経済更生運動の中で、国有林のそれが一定の物的手段をとまなつたのもこの故であり、この時期国有林の「経営的見地」からするかぎり、従来の半封建的地主経営としての性格はいちじるしく希薄化したといわねばならない。

以上にみた国有林の地元諸施設拡充策によっても地元農民の本来的な「経済更生」が実現しえなかったことは勿論であるが、しかし、その実施を通じて形成されたのは、旧来の地元部落秩序の半封建的再編成ではなくて、産業組合系統を包摂した末端行政機構の国家独占資本主義的再編成であり、こうして広範な地元農山村に形成された統制的行政・経済組織は、つぎの戦時国家総動員体制の下で、全般的労働義務制の格好の組織基盤となるのである。

(3) 地元農山村における経済更生計画の実施

経済更生運動は農村地帯で先行し、「既ニ三ヶ年ノ過程ヲ経テ……指定町村亦益々多キヲ加ヘツムアリト雖モ比較的農村ニ多ク国有林野ト最モ密接ノ関係ヲ有スル山村ニ於テハ未ダ指定セラレタルモノ僅少ナルノミナラズ之ガ気運ノ醸生セラレザルモノ多キ」⁽²⁴⁾が実態であつた。しかし、その中で国有林経営は当初から、県・町村、各種産業団体・修養団体等と連絡・協調しつつ、自らの諸地元施設の画期的拡充を基盤に更生運動の大きな一翼を独自に担ひ、三六年初頭からは秋田営林局では一定の方針をもつて、各署管内で部落を単位に独自の更生計画を立て、これを推進する計画を実施した。⁽²⁵⁾

まず、各営林署の経済更生「指導」の概要を最も先進的な秋田県北・山瀬営林署の「大綱」(三五年)でみると、それは「国有林ニ密接ノ関係アル地元部落ヲ基準トシテ出発シ漸次一町村ニ及ボスモノニシテ特異性ヲ有スル部落ヲ単位トシ共同団結ノ精神ヲ涵養シ漸次ニ自立更生ニ誘導スル」ものであり、つぎのような具体的項目からなつていた。⁽²⁶⁾

一、生産増殖ノ実施事項

- 1 薪炭材ノ改良
- 2 装炭改良
- 3 梅、桜、桃、栗等ノ屋敷林ノ造成並ニ増殖
- 4 しやこたんノ増殖
- 5 なめこ、椎茸ノ栽培
- 6 藁草ノ増殖
- 7 樹実ノ利用
- 8 杉間伐木ノ利用(下駄、経木ノ作製)
- 9 竹細工
- 10 山菜加工
- 11 養鯉

二、販売統制並ニ購買統制

三、生活ノ改善

- (イ) 窯ノ改善
 - (ロ) 雑食ノ奨励
 - (ハ) 節酒ノ励行ト消費節約
 - (ニ) 冠婚葬祭ノ改善
 - (ホ) 廃物利用
- 四、人心ノ作興
- (イ) 勤勞ヲ貴ビ共同精神ノ振興
 - (ロ) 貯蓄心ノ涵養
 - (ハ) 時間励行

国有林における労働組織の形成と展開(四)(奥地)

五、負債整理卜備荒貯蓄

(イ)負債整理卜根本策樹立 (ロ)諸税金ノ完納 (ハ)更生貯金ノ勵行

営林局・署がまず最も力を注いだのは、需要の拡大いちじるしい木炭について販売統制を実施し、それによつて山村「経済更生」の突破口を開くことであつた。「山村住民の第一に苦痛としてゐるのは、其の原料木払下代を納付するのに金融業者又は木炭問屋筋より資金の融通を受け高利を取られた外に、生産された木炭は担保として此等の資金融通者に安価に引取られるので実は利益の大部分を此等の者に搾取される状態」であり、そこで地元製炭農民に官設木炭倉庫・林道等の無料使用を許可しつつ、何よりもまず製炭実行組合（法人組織のもの、少なくとも申合組合）を結成させ、「産業組合に加入を勸説し、低利資金の融通を受けしめ、或は直接に木炭購買販売組合等の産業組合を設立せしめて、払下資金の融通のみならず、販売方法をも改めて中間搾取者より脱せしめ」⁽²⁷⁾る等の方策が推進された。

「是等製炭者ハ貧困者多ク資材及製炭資金ハ勿論生活必需品スラ一切仲買人ヨリ借用シ之ガ代價トシテ製品ハ極メテ不利ナル条件ヲ以テ債主タル仲買人ニ個人販売ヲナシタル結果彼等ノ生活ハ年々重圧ヲ加ヘラレ思想漸次悪化ノ傾向アリタルヲ以テ木炭販売ノ合理化及統制ヲ急務ト考ヘ昭和八年九月組合ヲ結成セシメ積極的指導ニ依リ大ナル効果ヲ収メタリ」（樞岡 菅林署管内——以下署名のみ）。「従来ハ生産品ヲ一手ニ販売スル条件ノ下ニ仲買商人ヨリ資金物資ノ供給ヲ仰ギ頗ル不利ナル取引ヲナシツ、アルニ鑑ミ昭和七年ニ国有林ヨリ原料ヲ仰ギ製炭ヲ業トスルモノ四七名ヲシテ木炭販売統制資金ノ調達資本ノ蓄積需要品ノ共同購入ヲ目的トスル申合組合ヲ設立セシメタルニ從來ニ比シ一俵ニ付十五錢乃至二十錢高値ニ販売スルヲ得大ナル効果ヲ挙げタリ之レガ基礎ヲ益々強固ニセンガため昭和九年十二月法人組織ニ変更シ着々有利ニ展開シツ、アリ」（湯沢）。「當署ニ於テハ速ニ經濟更生計画ノ樹立ヲ必要トシ進ンデ更生委員五名ヲ送り昭和九年八月ニ至リ更生計画ノ樹立ヲ見タルモノニシテ……從來無統制ナル販売ヲ為セル事實ニ鑑ミ各部落ヲ中心トシテ製炭農事実行組合設立ヲ徹底シ

タル結果登記済実行組合六、申合組合五（昭和十年五月十日現在）ノ設立ヲ見タリ而シテ産業組合ニ加入セシメ本年度ヨリ統制販売ニ移ル計画ナリ尚本村内塩根川入口ニ官設木炭倉庫一棟（四十坪）ヲ昭和九年度中設立シ木炭ノ品質向上、集合検査、木炭規格ノ統一等ニ関シ便益ヲ与ヘツ、アリ」⁽²⁸⁾（真室川）。

秋田管内ではこのようにして、管下三三管林署・国有林野所在市町村二二七（うち三五年現在、未指定町村一五二）において、製炭に関して国有林野ととくに関係深い部落から順次に、製炭農事実行組合を組織させていったが、この方策は当然、従来の地元施設である薪炭材の慣行特売の拡充をとめない、また、新たに林道など搬出施設・官設木炭倉庫の新設とそれらの無料貸与や、さらには製炭講習会の開催等を楨杆として推進された。

「本村内国有林ニ通ズル林道ハ從來悪路ナリシモ昭和七年度車道（幅員四米、延長四、八一六米）ノ開設ヲ行ヒ昭和八年度引続キ奥部延長線トシテ牛馬道（幅員二米、延長四、〇〇〇米）ノ開設ヲ行ヒタル結果現在ニ於テハ婦女子ト雖モ木炭搬出ニ従事シ得ルニ至リ本村製炭事業発展ニ寄与スル尠少カラズ」(楢岡)。「薪炭材特売ヶ所字小安沢国有林ノ木炭運搬ハ急峻ナル坂路一里余ヲ部落マデ人背ニヨリ運搬シタルタメ製炭能率ニ影響スル尠甚大ナリシカバ昭和九年十月簡易鉄線運搬装置延長一、七三八米ヲ架設シ払下ニ当リ付帯使用セシメツ、アリ、次イデ同部落ニ木炭倉庫一棟ヲ建設シ本装置ト連絡セシメタレバ製炭者ハ運搬ニ要セシ時間一時間余ヲ短縮シ得ルコト、ナリ其ノ受クル便益頗ル大ナリ」(横手)。「昭和九年十二月……二一坪ノ木炭倉庫ヲ建設シテ製炭者（無料貸付シ其取容能力六、四〇〇貫之ガ利用製炭者大字関川、越沢、木ノ俣ノ三部落ニシテ約四十名アリ從來ハ右部落ノ製炭者ハ適當ナル貯炭庫ノ設備ナキ為夫々人家ノ軒下等ヲ借り受ケ製品ヲ積ミ置クガ如キ状態ニ在リ且ツ中間商人トノ資金融通ノ関係上木炭販売上ノ不利少ナカラザリシガ右木炭倉庫設立ヲ機トシ中間商人トノ隷属関係ヨリ脱シ販売統制ニヨリ製炭者ノ利益ヲ増進セリ」(鶴岡)。「本村ニ於ケル製炭事業ハ年産約三五万貫アリ主要産業ノ一ナリ故ニ木炭品質ノ改良ヲナスハ最モ緊要ナル事ナリト認メ北村山郡山林組合連合会（管林署長ヲ副会長トシ各主任ヲ幹事トス）ガ主催トナリ昭和七年隣村高崎村ト共同セシメ高崎村滝ノ沢山国有林ニ於テ二十一日間木炭品質ノ改良、技術ノ向上及俵装ヲ目的トセル製炭講習会ヲ開催指導ヲタメ大ナル実績ヲ挙げ……」(楢岡)。

国有林における労働組織の形成と展開四（奥地）

一〇九（一〇二七）

酒	田	1	1	差廻・蜂・蚕、木製農具・食器、松材加工(盆等)、なめこ栽培、筍加工→経木、筍・なめこ罐詰
鶴	岡	8	4	経木製造、椎茸栽培
真	川	14	19	スラックキ(地竹加工)、蔓類の加工→クロロ木工(茶盆・茶のつ等)
新	庄	9	—	萱炭・苧・縄(木炭用)、椎茸栽培
舟	形	17	—	→経木・下駄製作(資材供給)、桜スラックキ
楯	形	—	5	竹細工、椎茸、山菜(ウド・ライコ・サルヒ・ウラボ)加工、木工(茶器・玩具等)、萱炭
寒	岡	4	1	なめこ栽培(楠木払下げ・布地資付)、干ばんまい、楠木地・曲物(資材払下げ)
山	江	—	—	竹細工、木通蔓細工、葛粉加工、なめこ栽培
米	形	—	2	木工(楠木地・農具柄・スキー)、くろもじ油、なめこ栽培

(1) 秋田宮林局「経済更生資料第四輯」(1935年5月)、および同「経済更生資料第六輯」(1935年6月)より作製。

(2) 木炭販売新制団体設立数は、1935年初現在のものであり、経済更生計画樹立指定町村(75町村)の数字を含まない。

(3) 特記のないものでも、おおむね国有林野から原料・資材が払下げられ、各種組合による共同加工・共同販売が指導・助長された。また、季節性のないものは各季の副業が多い。

(4) →印は、豊山村「工業」というべきもので、計画中のものが多い。

国有林経営はこうして新旧諸々の地元施設の拡充を基盤として、山形、秋田南部を中心に新たな製炭実行組合を組織し(秋田管内の中合組合を含めた団体設立数は、三五年初現在で一二五——第七表)、木炭の生産・販売統制を推進した。この過程はとりもなおさず、地元農民が木炭商人の前期的収奪から「解放」され、また国有林経営の「炭小作人」としての地位を画期的に改善される過程であったが、同時にそれは、地元農民が国有林経営および産業組合系統の末端組織として一層多面的に再編成される過程に他ならなかった。

国有林経営が山村経済更生「指導助長」の第二の柱としたのは、簡易委託林による各種の国有林野譲与産物等を活用して、一方では地元農民の過剰労働力を商品化し、他方では従来の購入品を自給化する各種の「副業」の奨励であった。この副業の種類は、椎茸・なめこの栽培をはじめ、炭俵など各種萱・藁工品の製作、山菜類の採

取と販売、その他各種竹細工・木工・山菜加工・養魚・養兔・食用特用樹種の栽培・加工等、枚挙にいとまがないが（第七表）、これら副業の奨励を通じて、地元農民のさらに広範かつ多様な「余剩労働力」がさまざまな集団に組織化されていった。

例えば、管内で最も広範に着手された椎茸、なめこの栽培については、「椎茸栽培ノ奨励トコレガ榎木ノ松下」（能代）が各地で実施され、「ナメコ栽培ノ指導ノ傍ラ榎木ノ松下布地ノ貸付等ニヨリ地元余剩労働力ノ生産化」（寒河江）も図られた。また、各種山菜については、「簡易委託林ノ実施ニヨリ自生山菜菌茸ハ多量ニ採取スルモノト予想セラルモ……商人ニ売渡スモノナルモ何等統制ナキタメ廉価ニ買取ラル傾向アルヲ以テ本年（一九三五年——筆者）ヨリ是等ノ販売統制ヲ図リ共同販売セシメ」（楯岡）、あるいは共同出荷組合を「簡易委託林組合ノ組合員ノ内ヨリ組織セシ」め、「従来ノ松下代金ヲソノ儘此ノ資金」（和田）とし、簡易山菜貯蔵所を設置・貸与して販売統制が図られた。

また需要増大著しい木炭俵装については、「従来殆ど管外ノ製品ヲ購入使用シ来リタルモ……其ノ原料タル萱ハ国有林内及民有地ニ相当豊富ニ生産セラル、モノナルヲ以テ簡易委託林ノ実施ト共ニ益々其ノ指導ヲ行」（鷹巣）ない、その他萱・薬工品についても「本村青年会ヲ中心トシテ炭俵、簾・筵製作等ノ製作奨励ヲ為シ……爾来引続キ官行事業買上ゲノ方法等」（大曲）がとられ、あるいは「青年団ヲ中心トスル申合せノ副業組合ヲ設立セシメ、今冬季ヨリ冬季間ノ余剩労働力特ニ婦女子ノ労力ヲシテ藁糶及ビ藁筵等ノ製造ニ向ケシメ其製品ヲ相当価格ヲ以テ購入スルノ便益ヲ与ヘタ」（和田）。

あるいはまた「山村部落ノ食膳ニ上ルモノ多クハ高価ナル海魚ナルヲ以テ山間部ノ沼沢ヲ利用シ養鯉ヲ奨励」（山瀬）し、また「当署官行製炭用炭俵、縄購入ノタメ田山村民並ニ田山小学校生徒（勤労精神養成ノタメ製作セシメ其ノ代金ヲ学用品購入代ニ利用ス）ニ製作セシ」（花輪）めた。

三五年八月、経済更生計画展開の一環として農村工業奨励規則（農林省令第二〇号）が施行されたが、この場合は一般補助金政策の通例とは異なつて、山村地域では府県によらず営林局署を通じて、産業組合その他の地元経済団体を指導・助成することになった。これは、山村地域の「農村工業」が主として国有林野産物を原料とする

べく予定されていたこと、営林局署では山村副業、「工業」の奨励・指導は勿論、「従来授産施設として官営に依る滑子の罐詰製造、根曲竹のステッキ製造等を為し、……林野産物の商品化、技術の伝習等」⁽²⁹⁾を行なってきた実績によるものであったが、ともあれ三五・六年度の山林局への配分予算合計三・八万円のうち一万円ずつが青森・秋田に配分され、秋田管内では第八表の一五事業体がそれぞれ農事実行組合、同連合体、あるいは産業組合

第8表 営林局署指導による農村工業の概要

(秋田営林局管内)

営林署	施設所在地	農村工業の種類	经营主体	組合員数
山七和横湯真室川寒河江	秋田県北秋田郡山瀬村 " 北秋田郡落合村 " 河辺郡岩見三内村 " 雄勝郡皆瀬村 " 雄勝郡秋ノ宮村 " 雄勝郡最上郡及位村 " 山形県最上郡百川村 " 西村山郡五百川村	苧・苧織詰、苧・苧・乾ぜんまい、 杉小羽紐 下駄裏木工 なめこ・苧織詰、乾ぜんまい なめこ・苧織詰、落佃煮 茶盆類、茶ひつ類、クロロ木工 苧・なめこ織詰、竹細工	山瀬信・販・購・利組合 落合村農事実行組合 岩見三内信・販・購・利組合 皆瀬村農事実行組合連合体 秋ノ宮農事実行組合連合体 及位村農事実行組合連合体 西五百川村農事実行組合連合体	382 30 261 35 100 250 102
大上阿仁本曲館田酒鶴橋	秋田県北秋田郡長木村 " 北秋田郡上小阿仁村 " 由利郡直根村 " 仙北郡外小友村 " 仙北郡繪木内村 " 山形県飽海郡日向村 " 東田川郡大泉村 " 北村山郡常盤村	短小羽、樽丸 乾ぜんまい、なめこ織詰、包装用薄板 乾葉わらび、なめこ織詰 わらび澱粉、栗実燻蒸、乾ぜんまい なめこ・舞草織詰、わらび・蒟加工、木工(盆・玩具) 経木、農具柄、苧織詰 苧・なめこ織詰、経木、桧地 経木、杓子、なめこ織詰	雪沢農事実行組合連合会 秋形木波生産農事実行組合 百毛・上直根農事実行組合連合会 南外農事実行組合連合会 繪木内農事実行組合連合会 升田木炭改良農事実行組合 大泉信・販・購・利組合 鶴子製炭農事実行組合	97 26 114 95 287 71 256 60

(1) 山林業観1(1936年6月、37年5月各号)より複製。

(2) 36年度助成8事業体のうち、*の4事業体は通年操業のもの。

国有林における労働組織の形成と展開(荒地)

を母体として設立された。

国有林経営はさらに、農業・畜産・林業の面でも更生「指導助長」を実施した。

例えば、「昭和八年度ニ於テ造林地ヨリ間伐材ヲ稲架用材トシテ五〇五本供給シ以テ米質ノ向上ヲ奨励シ」（扇田）、また「地勢ノ関係上平面農業ノミヲ以テハ耕地トシテノ利用充分ナラザルヲ以テ茲ニ栗、胡桃ノ増殖並ニ品種改良ニ依リ立体農業方面ノ指導ヲ必要トシ国有林四十町歩ノ開放ニ基ク開墾奨励ヲナ」（真室川）し、あるいは「開墾可能地七十七町歩ヲ貸付シ内一町六反歩及苗圃番小屋ヲ篤農青年松田其次郎ニ貸付シ農業道場ト見ラルベキ鳥越共働組合ノ経営ヲ助ケ農産業ノ教化助長ニ」（新庄）寄与した。また畜産面では「畜産ハ本村ノ重要ナル副業ノ一ニシテ飼養牛馬頭數二百二十頭ニ及ビ……故ニ国有林内ニ馬匹放牧採草地二百三十九町歩畜牛放牧地百一町歩（区域二百二十二町歩）ヲ設定貸付使用ヲ許可シ……生草ノ増産草種ノ改善ニツキ指導援助シ併セテ自給肥料ノ増産ヲ図」（生保内）った。

林業面では、「本村官行造林地面積八百十三町歩ハ大正十一年度植栽ヲ開始シ以來昭和五年ニ至リ関係地元部落民農民運動ニ加担シ植栽続行ヲ反対シ紛争ヲ来セルニ依リ思想善導其他之ガ解決ニ努メタル結果漸ク其ノ緒ニ就キ造林未済地面積四百參拾五町歩ノ造林ヲ可及的ニ増加シ事業分量ノ増加ヲ計リ労銀取得ノ途ヲ与エ」（横手）、「公私有林ニハ杉ノ人工造林地相当アリテ其ノ生育一般ニ良好ナルモ成林撫育ヲ等閑ニ付シアルモノ多キヲ以テ之ガ撫育ノ方法ヲ指導」（鶴岡）し、「森林組合ノ設立ヲ指導シ組織セシメ搬出路ノ開設貯木場ノ設置森林火災警防ノ完成ニ向ヒ活動ヲ促シ」（酒田）、「官行造林労働組合總會ハ其他会合ノ場合ニ於テ林業智識ノ向上愛林思想喚起及經濟更生ノ必要ヲ説」（米沢）いた。

最後に国有林経営は、在来の労働組織や新たに組織した製炭実行組合等を通じて更生貯金を励行させ、また雑食の励行をはじめ生活全般にわたって「勤儉力行」・消費節約・自給自足など「山家經濟ノ改善」を奨励し、部落「更生座談会」・主婦会・男女青年団等々の組織化を通じて、「自立更生」の「精神作興」とその励行とを広範な地元部落の一人一人の農民に徹底させていった。

まず貯蓄の奨励は、「従来製炭業者ハ仲買商人ヨリ生産木炭ノ売渡ヲ条件トシテ資金ノ融通ヲ受ケ……不当ノ中間利得ヲ

占ムラル、ノ状態ニアリシヲ以テ資材払下代金ノ充実ヲ急務トセルニヨリ、各組合毎に例えは「委託林ノ譲与産物ヲ払下ト看做シ其ノ金額ノ稼用薪炭材料払下代金ノ一割、あるいは「製炭休止中ノ一人ニ付毎月參拾銭ノ製炭期間中ハ毎月木炭八貫入一俵ヲ持寄り公売ノ方法ニヨリ売上ノ其ノ金額（生保内）、あるいは「一人一ヶ月木炭二俵ノ売上高ト當署事業労働賃金支払ノ際適宜貯金」（角館）等の方法で行なわれた。また、「直接雇傭ノ労働者ニ対シテハ……稼高ノ一割ヲ標準トシテ貯金セシメ……勤儉力行精神ノ陶冶ニ努メ」（毛馬内）、あるいは「各自労働賃金ヨリ支払ノ都度其ノ5%乃至一〇%ヲ義務貯金セシメ之ハ各自ノ炭材資金及緊急ノ場合ニ払出使用セシメ貯金通帳ハ担当区ニ於テ保管」（五城目）し、さらには「昭和八年度以降毎月貯金セシメツツアリ其他昭和九年度凶作ノ關係上労働ノ一部トシテ極力麦ヲ支給シ混合ヲ勸メ居リ今後モ此方針ニテ……勤儉貯蓄ノ氣風ノ培養ニ資セント」（早口）した。こうして、東北地方（東北六県）の「営林署総数八十九中現在貯金の勸奨を為せるもの七十營林署……之を貯金者に付て見れば、其の範圍は百六十六市町村、五百二十三部落に亙り其の員数二万三千八百三十四人に及び、貯金額総額七万一千四百二十三円……貯金の預け先は郵便貯金の方法に依るを普通とし、……其の通帳は概ね勸奨営林署長、担当区員、町村長、組合長、若くは貯金者中に於ける信用ある者に於て之を保管し、其の自由払戻を制限するを通常⁽³⁰⁾とした。

「自力更生」のための「生活ノ改善」は勿論、「更生貯金ノ励行」だけにとどまらなかった。例えば、食生活では「雑食・混食」が奨励され、「官行事業所ニ於テ昭和九年十月ヨリ卒先雑食ヲ励行シ……実施以來購買部ニテ販売セル麦ノ数量四五石ニ達」（山瀬）したが、「麦は四割か五割入れて、殆んど上中下の差はなく混ぜて食べ……その他にも大根や馬鈴薯と云ふやうなものを麦の外に混じて居り……全く食料品は一汁一菜⁽³¹⁾」（山形県大泉村）、代用食として蕎麦餅・栃餅が推奨され、その他生活全般にわたって「自給自足の指導」が鼓吹された。また、「酒ヲ節約スル事」、「市日ニ買物ニ出ル日ヲ節約スル事」（扇田）、「その他一般消費経済、殊に冠婚葬祭等は……二割乃至五割の節約を断行して」（山形県及位村）いたが、しかし一方、「納税ノ奨励」が励行され、「山村不況ノ結果滞納スルモノ統出……五百四円ノ滞納額アリ内官役人夫ニ關係スルモノ三三名ニシテ其ノ額百弍拾參円毎月働高ノ幾分ヲ取纏メ事業所詰員出署ノ際納税手續ヲナサシメ……納税ノ範ヲ地元一般民ニ示シ」（山瀬）た。

そして、以上の諸項を推進すべき「人心ノ作興」、「勤勞ヲ貴ビ共同精神ノ振興」を行なうために「更生座談会」が開かれ、

「地元民ノ林業知識ノ向上ヲ兼ネ經濟更生精神ノ涵養ニ努メ」(寒河江)、「隔月一回座談会ヲ開催シ……実行上萬遺憾無キヲ期」(角館)し、「各部落青年団ニ對シ更生座談会ヲ開催シ精神の更生ノ必要ヲ強調シ」(大館)、「営林当局並に村更生部係員が、昼夜の別なく各部落を行脚して……每部落毎に主婦会を組織し」、「主婦会は毎月二回以上の常会を定め、各部落の共同作業場に集合して、部落更生上の諸問題につき、真剣に研究し」(前掲及位村)、さらには「五人組」が復活・組織されて尊徳精神が鼓吹され(岩手県志和村)、「悪癖矯正勤儉力行、難局打開ノ精神養成ニ付機会アル毎ニ鼓吹教導」(横手)が行なわれたのである。

(4) 小 括

国有林野地元農山村における經濟更生運動は、営林局署の相対的に独自のイニシアティブの下に、まさに上からの官製運動として三四〜三六年をピークに推進された。その運動は何よりもまず、薪炭材の慣行特売・委託林など従来の地元施設の画期的拡充と全国国有林野面積の半ばにおよぶ簡易委託林の新設を主要な物的基盤とし、經濟恐慌からの回復とともに需要拡大いちじるしい木炭の生産・販売「統制」と、各種の副業奨励による過剰労働力の商品化とを基軸として、製炭農事実行組合など新たな各種の組合を組織しつつ、従来よりはるかに広範な地元農山村において、全農民層を対象として展開された。

国有林経営、わけても秋田・青森両局において推進された經濟更生運動は、すでに明らかかなように昭和農業恐慌と凶作によって激発された農業危機ニ体制的危機を現実の基盤とし、その集中的激発地帯に対する独占資本と地主階級の破局回避のための有力な挺入れ策として推進された。支配階級はその体制的危機に直面して、上からのファシズム化推進の一要素として、明らかに危機激発の一因でもあった自らの直轄経営用地とその経営機構を国有林経営史上まさに未曾有の規模で動員したのであり、東北国有林の地元農山村においてはいわば最後の安全

装置が発動されたといつても過言ではなかった。実際、この時期ほど国有林経営の土地・資本・労働力にわたる全要素が地元対策のために組織的かつ集約的に動員された時期は未だないといつてよい。

この運動はいうまでもなく、たんなる「精神作興」運動ではなかったし、いわんや国有林経営に固有の労働力政策などではなかった。それは新旧地元施設の多岐にわたる画期的な拡充を楨杵として、少なくとも地元農民の最も重要な副業となつた木炭生産の拡大に大きな基盤を与え、また地元農民を木炭商人の前期的な支配から切り離し、そして同じ過程で自らの農民に対する半封建的支配を希薄化させた。

しかし、経済更生運動が一般に、行政機構および産業組合を通じて形成期国家独占資本主義による直接的な農民支配の末端機構を整備したように、国有林経営のそれもまた地元農民を一層広範に、一層多面的に、一層直接的に掌握し、統制した。従来、国有林経営と地元農民との関係は端的にいえば、国有林産物の「恩恵」的譲与と「出役」義務の関係であり、その中で資本対賃労働の関係が形成されつつあったが、経済更生運動は地元農民をまさに全的に、すなわち国有林野事業従事労働者としては勿論、農民としての生産過程から流通過程まで、さらにはその全生活過程にわたつて広範かつ多面的に掌握し、統制を拡げ深めたものであった。しかもそれは、大正期までのように、農民の伝統的な林野利用にもとづく部落共同体的秩序を媒介として上から間接的に掌握するのではなく、むしろかかる旧来の秩序が農業恐慌下で大きく弛緩・解体化する中で、「隣保共助ノ精神」を上から鼓吹しつつ従来の地元部落組織を新たに再編成する一方、製炭実行組合をはじめ、新たに拡大された産物利用を基盤とする諸々の実行組合や申合組合や主婦会や青年団や無数の座談会やの組織化を通じて、より広範な農民をより多面的に、そしてより直接的に掌握・統制し、かくして全農民層の国家への精神的統合を推進したもので

あった。こうして組織化された地元農民は、最底辺の相対的過剰人口が横溢したこの局面では、国有林経営のための労働力調達基盤としての意義はほとんどなかったが、しかしそれは急速に台頭しつつあった軍事ファシズムの有力な社会的基盤となったし、またすぐ後の国家総動員体制下、全般的労働義務制のための強固な基盤を準備したものであった。⁽³²⁾

国有林経営の経済更生運動は、いうまでもなく半封建的土地所有の基柱であった国家的土地所有そのものに手をふれたものではなかったし、また小作争議の熾烈化にもかかわらず地元部落農民に深く根ざした国有林野解放の運動が形成されず、地元農民による国有林野利用の画期的な拡大も広範な上からの組織化・統制化の一環として与えられたものであったが故に、第二次大戦後の農地改革期においても、国有林野の解放として結実することにならなかった。

こうして、この運動は三七年の「日支事変」開始以降、戦時体制の開始 \parallel ファシズム体制の確立の中で当初の性格を変容し、経済更生運動が「戦時経済統制 \parallel 総動員体制の一環に位置づけられ、救農政策というよりも、銃後農村経営・戦時農業生産力拡充政策の一翼を担って⁽³³⁾」く中で、国有林経営をめぐる新たな施策の展開に席をゆずるのである。^{*}

* すでに三五年頃から、例えば「近來軍部ニ於テ東北地方救済ノタメ農山村ノ女子ニ軍需品(シヤツ、ズボン下)ノ製縫ヲ奨励シツ、アリ、本村女子青年会員三〇名ニテ矢立補導会ヲ組織シ五月ヨリ製縫ニ従事セリ」(前掲注(26)五七頁)のように、新たな動きがはじまっており、三七年の日中戦争開始以降になると東北の山村経済もすでに昭和恐慌から完全に離脱し、戦時経済の影響を強く受けはじめていた。三八年六月、時の原秋田営林局長は署長会議の席上、「今管下三十二営林署ノ地元部落指導状況ヲ見ルニ選定部落ノ更生計画樹立ヲ完了セルモノハ僅カ十二営林署テアリマシテ他ハ何等ノ報告

カ無イ様ナ状態デアリマス。所定ノ国有林業務ノ遂行ヲ忽ニスヘカラサルコトハ勿論デアリマスカ一面亦地元部落經濟更
生ノ重大性を認識シテ此ノ方面ニ於テモ右趣旨ニ基キ今後一段ノ尽力ヲ希望スル」(『林曹会報』一九三八年六月)と訓示
しているが、同運動の歴史的な役割はこの時すでに終つていたといつてよい。

- (13) 「山村經濟更生計畫」(『山林』一九三四年九月)による。
- (14) 高橋泰隆「日本ファシズムと農村經濟更生運動の展開——昭和期「救農」政策についての考察——」(『土地制度史
学』一九七四年一〇月)二六頁。
- (15) 井上・前掲書三六三頁。
- (16) 前掲・高橋論文一五—一七頁。
- (17) 後藤靖・塩澤君夫編『日本經濟史』四〇二頁。
- (18) 「山村經濟更生と国有林」(『山林』一九三五年五月)一六頁。
- (19) 山崎慎吾『日本林業論』(一九五〇年)三六頁。
- (20) 注(18)に同じ。
- (21) 菊間満「国有林経営における造林労働組織と委託林制度——秋田営林局角館営林署管内における委託林制度を対象
にして——」(『北海道大学農学部演習林研究报告』第三十三卷第二号・一九七六年)三七—四一頁以降を参照。
- (22) 引用はいずれも前掲菊間論文・付属資料・三九八、四〇〇頁による。
- (23) 甲斐原一朗『林業政策論』(一九五五年)四七—三頁。
- (24) 『国有林野所在町村(經濟更生計畫画樹立指定町村ヲ除ク)ニ於ケル国有林野各種業務並經濟更生指導助長ノ概要』(秋
田営林局・經濟更生資料第四輯・一九三五年五月)の序言より。
- (25) 『山林』(一九三六年一月)一二二頁。
- (26) 『余剩勞力消化ニ関スル方策』(秋田営林局・經濟更生資料第六輯・一九三五年六月)七三—七五頁。
- (27) 前掲『山林』(一九三五年五月)一六頁。
- (28) 前掲・經濟更生資料第四輯より。以下では特に注記しないかぎり、引用は同資料および經濟更生資料第六輯による

国有林における労働組織の形成と展開(奥地)

ものとする。

- (29) 『営林局署指導に係る農村工業の概要』（『山林彙報』一九三六年六月）三頁。
- (30) 『東北地方に於ける営林局署の国有林野地元民に対する貯蓄勸奨状況』（『山林彙報』一九三六年三月）二八～二九頁。
- (31) 『山村生活と国有林』（農村更生協会・山村研究第一輯・一九三七年）三四頁。以下も同資料。
- (32) なお、経済更生運動の展開については、最近の研究、例えば『昭和恐慌（ファシズム期の国家と社会Ⅰ）』（東京大学社会科学研究所編・一九七八年）第二・四章などを参照。
- (33) 前掲書一三四～三五頁。